

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月27日(火) 16:07~16:24

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	儀間	徹	
	2番	安里	正春	
	3番	並里	茂明	
	5番	東江	良和	
	6番	知念	雄二	
	7番	玉城	政和	
	8番	知念	正和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員

なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第5条第1項による許可申請について

第4 議案第2号 非農地証明について

第5 議案第3号 利用状況報告(第1回)について

第6 議案第4号 工事完了報告について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

平成 28 年 第 9 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 28 年第 9 回伊江村農業委員会総会を開会します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局より報告致します。
委員総数 9 名中、9 名の全委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名中の 9 名出席しております。
会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。
本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。
それでは議事に入ります。

日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。慣例に従い、私が指名
したいと思います。
署名委員に 6 番知念委員。7 番玉城委員を指名致します。

日程の第 2、会期の決定の件を議題と致します。
本総会の会期は本日一日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

議長 日程の第 3「議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。「議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定
による許可申請について」上記の件について下記のとおり申請されていま
すので、可否の意見を求めます。

No. 1、譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●。地積 3,314 m²。うち、
転用面積 500 m²。坪に致しますと 151 坪。転用目的、一般住宅。所有権移
転 売買で行われまして、売買単価が坪当たり 3,000 円となっております。
次の頁をお願い致します。
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る意見書となっております。
この意見書についても合わせて採択をお願い致します。意見決定の理由
について読み上げたいと思います。

「当該申請地は●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用
地区域から除外された区域となっている。申請地は、公道に囲まれた区画

である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、転用については適当と認める」という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆様のご審議を宜しくお願い致します。

次にNo.2、譲受人●。譲渡人●さん。申請地が●。地積が245㎡。転用面積が同じく245㎡。坪に致しまして74坪。転用目的が駐車場となっております。使用賃借権設定で期間は10年間。年間の賃借料が4万円となっております。この案件につきましても、意見書を付けて県へ進達致します。

次の、次の頁をお願いします。これについてもですね、意見決定の理由を申し上げたいと思います。当該申請地は●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された区域となっている。申請地は第3種農地となっており、転用については適当と認める。という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆様のご審議を宜しく申し上げます。以上で終わります。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番 議長。

議長 はい、2番。

2番 No.1ですが、転用面積は500㎡ですけども、一般地積は3,320㎡という。この申請はまだ、分筆はしてない状態ですか？

局長 はい、お答え致します。
実はですね、今回、申請者の方から相談があった際にですね、実際ご覧になった通り、結構な面積ですね、芋が植えられています。その芋の中で、実際、一般住宅においては500㎡しか、農地法の中では一般住宅として転用が出来ませんよ。という話をしまして、その中でどういう風にやるのかという所で、家屋調査士の●さんが杭を打たれまして、それで一応仮の地番という所まで地積測量図面が出されております。それに基づいて皆さんにお配りした資料にこういう形で示して、北側の方になっている。という感じでございます。

議長 宜しいですか？

2番 じゃあ、仮の面積が出ていて、その範囲でやる訳ですね。

局長 はい。

2番 解りました。

議長 他にないですか？

全委員 なし。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4。議案第2号、「非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 はい、事務局よりご説明致します。
議案第2号「非農地証明について」上記の件について、下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。

No.1、申請人●さん。申請に係る土地が●。面積が118㎡。所有者●さん。申述書が提出されております。申述書においては●の土地は●に●から持ち分比率に応じて利用していた部分を分筆した土地である。●は、●氏との共有の土地であったので、持ち分に応じて●に存する宅地の一部としてこれまで一体的に建物敷地として利用していた。ということで申述書が述べられております。

続きまして、No.2。申請人●さん。申請に係る土地が●。面積が313㎡。所有者、同じく●さん。此方の方も申述書が提出されております。申述書におかれましては、●の土地は、昭和51年後頃に隣接する●の土地が擁壁工事がされてから現在に至っております。また、村の評価証明書の現況地目は雑種地となっております。との申述書の内容となっております。以上、2筆の土地について非農地証明を受けたいとの事であります。以上で終わります。

議長 只今、事務局より説明がございましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行。

議長 はい、では進行致します。

議長 はい、これで質疑を終わります。
お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

議長 日程の第5「議案第3号 利用状況報告(第1回)」を議題と致します。本案について、事務局より説明を求めます。

局長 はい、事務局よりご説明致します。「議案第3号 利用状況報告(第1回)」について。上記の件について、下記のとおり進達したいので可否の意見を求めます。

No.1、転用事業者●さん。申請地が●。地積が432㎡。転用面積が同じく432㎡。転用の目的が駐車場となっております。次に許可年月日及び許可指令番号でございますが、農地法第5条の許可となっております、●で許可がされております。県への進達に当り、農業委員会としての意見を付けるのですが、「事業計画通り利用されていると認められる」。という意見を付けて進達したいと考えております。ご審議の程、宜しくお願い致します。

続きまして、No.2、転用事業者●。申請地が●。地積が849㎡。転用面積も同じく849㎡。転用の目的が資材置場となっております。次に許可年月日及び許可指令番号ですが、農地法第5条の許可となっております、●で許可がされております。県への進達にあたり、農業委員会として意見を付けたいと思います。「事業計画通り、利用されていると認められる」。という意見を付けて県へ進達したいと考えておりますが、こちらも同じくご審議の程、宜しくお願い致します。以上でございます。

議長 はい。只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全議員 異議なし。

議長 進行致します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議有りませんか？

全議員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第6「議案第4号 工事完了報告について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。「議案第4号工事完了報告について」上記の件について下記の通り進達したいので、可否の意見を求めます。申請人●さん。申請に係る土地が●。面積が662㎡。うち、転用面積が

460.93 m²。転用の目的が一般住宅建築。許可年月日及び許可指令番号が●で農地法第5条に基づき許可されております。進達による意見でございますが、「事業計画通り工事完了しており、現況宅地と認められる」。というもので進達をしたいと考えております。また、本件につきまして、今後、現況証明願が出された場合には、会長専決にて処理させて頂きたいのですが、此方の方も合わせてご審議の方、宜しくお願いします。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全議員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議はありませんか？

全議員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
平成28年第9回伊江村農業委員会総会を開会します。お疲れ様でした。

終了時間 16 : 24

署名

会 長 玉城 増生 印

1 番 知念 雄二 印

2 番 玉城 政和 印